

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【規則】 ○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則 ○ 覚せい剤取締法施行細則等の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）		行政改革推進室 〃 財産活用課 医薬安全課	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第三十七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の一項を加える。

4 自然環境課に、全国植樹祭推進室を置く。

第九条第二項中「及び事業者復興支援室」を削り、同条に次の一項を加える。

3 経営支援課に、事業者復興支援室を置く。

第十五条の表中「電算開発班 収税班」を「収税班」に、「土地改良指導班」を「ため池対策班 土地改良指導班」に、「支出管理班」を「支出管理班 新給与システム開発班」に改める。

第十六条第一項第五号中「もの」を「もの及び内部事務課の分掌に属するもの」に改める。

第十六条の七第二号中「経済センサス及び」を削り、同条第三号中「工業統計調査及び商業統計調査」を「経済センサス及び工業統計調査」に改め、同条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「利活用」を「分析及び活用」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 毎月流動人口調査に関すること。

第十八条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 内部統制に関すること。

第二十六条の四に次の一項を加える。

2 自然環境課全国植樹祭推進室においては、全国植樹祭に関する事務をつかさどる。

第二十八条第十五号中「、医療及び福祉」を「及び医療」に改める。

第三十一条第七号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第八号中「採血及び供血あつせん業」を「献血の推進」に改める。

第三十二条第一号中「及び知的障害者」を「、知的障害者及び発達障害者（発達障害

児（健康推進課の分掌に属するものを除く。）を含む。」に改める。

第三十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項を削る。

第三十九条に次の一号を加える。

十二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関すること。

第四十条の二に次の一項を加える。

2 経営支援課事業者復興支援室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に関すること。

二 その他他課の分掌に属しない被災事業者の復興の支援に関すること。

第四十四条第一項第八号中「岡山ハイブリッドメガ生産団地構想の推進」を「ハイブリッド産地育成推進事業」に改める。

第四十四条の二中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基づく農業共済組合の指導、監督及び検査に関すること。

第五十条第一項中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 棚田地域の振興に関すること。

第五十三条の二第二号中「に係る設計、積算等」を「の積算基準等」に、「各事業」を「事業」に、「係る電子計算処理システムの研究、開発及び運用」を「必要な積算システム、電子入札システム等の運用等」に改める。

第五十七条第十号中「及び」を「（耕地課及び治山課の分掌に属するものを除く。第十四号において同じ。）及び」に改め、同条第十一号中「地すべり防止施設」の下に「耕地課及び治山課が所管する地すべり防止区域に係るものを除く。次号において同じ。」を加え、同条第十三号中「地すべり防止工事」の下に「（耕地課及び治山課が所管する地すべり防止区域に係るものを除く。）」を加える。

第六十二条の二第一号中「各種手当の認定及び」を「扶養親族の認定及び各種手当の」に改め、同条第五号中「の賃金及び非常勤嘱託職員」を「及び会計年度任用職員の給料並びに短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条第六号中「臨時的任用職員、非常勤

嘱託職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第二百二十六条の表中「(昭和二十二年法律第百八十五号)」を削る。

第三百三十三条の二第二項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百三十九条第一項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 棚田地域の振興に関すること。

第三百三十九条第十一項中「に規定する」を「の」に改める。

第四百四十二条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 低炭素建築物制度に関すること。

第四百四十八条中「この款」を「この条及び第百五十条」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第百五十条第二項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第百七十五条の三第四項第三号中「以下第七号」を「第七号」に改める。

第百八十四条第五号中「の申請」を「の規定による申請」に改める。

第百九十一条中「に規定する」を「の」に改める。

第百九十一条の三中「の各号」を削る。

第百九十三条中「第十一条に規定する」を「第十一条第一項の」に改める。

第百九十六条中「に規定する」を「の」に改める。

「水圏環境室

開発利用室

資源増殖室

内水面研究室

「漁場環境研究室

を 海面・内水面増殖研究室 に改める。

栽培・資源研究室

」

第二百十条の九第一項中「水圏環境室」を「漁場環境研究室」に改め、同項に次の一号を加える。

四 湖沼河川環境の改良保全に関すること。

第二百十条の九第二項中「開発利用室」を「海面・内水面増殖研究室」に改め、同項に次の二号を加える。

四 魚病対策及び養殖業の安定化に関すること。

五 内水面資源の回復に関すること。

第二百十条の九第三項中「資源増殖室」を「栽培・資源研究室」に改め、同条第四項を削る。

第二百四十一条第二項中「の各号」を削る。

第二百四十二条中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第二百四十四条第二項中「の各号」を削る。

第二百五十五条第三号及び第二百五十七条第二項中「首都圏アンテナショップ」を「並びに首都圏アンテナショップ」に改める。

第三百十六条を次のように改める。

（管理者）

第三百十六条 県立美術館に、管理者を置く。

2 管理者は、上司の命を受け、館務を掌理する。

3 管理者は、館長に事故があるときは、その職務を代行する。

第三百十七条の二第一項中「及び県立美術館」を削る。

第三百十七条の三を次のように改める。

（副管理者）

第三百十七条の三 県立美術館に、副管理者を置く。

2 副管理者は、管理者を助け、管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

第三百二十七条第一項中「に規定する」を「の」に改める。

第三百三十条の二第一項中「及び農林水産総合センター生物科学研究所」を削り、同条第二項中「工業技術センターの総括研究員」を「総括研究員」に改め、同条第三項を削る。

第三百五十六条を次のように改める。

第三百五十六条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（岡山県庁庁舎管理規則の一部改正）

2 岡山県庁庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正

令和 2 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

する。

第五条第一項中「第九条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

◎岡山県規則第三十八号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「手続き」を「手続」に改める。

第三条第二項中「所掌に属する」及び「（以下「都市局の事務」という。）」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表第一(1)3の項11中「~~臨時勤務~~」を「短時間勤務会計年度任用職員及び特別職の」に改め、同項中28を31とし、27を30とし、26を29とし、同項25中「~~非常勤職員~~」を「特別職の非常勤職員」に改め、同25を同項28とし、同項中24を27とし、15から23までを三ずつ繰り下げ、14を15とし、同15の次に次のように加える。

16	短時間勤務会計年度任用職員に係る介護休暇の指定期間の指定（岡山県職員服務規程（昭和38年岡山県訓令第5号。以下「服務規程」という。）第11条の2）								
17	短時間勤務会計年度任用職員に係る介護時間の承認（服務規程第11条の3）								

別表第一(1)3の項13の次に次のように加える。

14	短時間勤務会計年度任用職員に係る育児休業及び育児短時間勤務の承認、期間の延長の承認及び承認の取消し並びに部分休業の承認及び承認の取消し（地方公務員の育児休業等に関する法								
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

律（平成30年法律第110号）第2条、第3条、第5条、第19条）									
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一(1)中29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、同表26の項中19を20とし、3から18までを一ずつ繰り下げ、同項2の次に次のように加える。

3 地方独立行政法人の役員等の賠償責任の免除に係る承認（第19条の2第2項）		○						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第一(1)中26の項を27の項とし、17の項から25の項までを一ずつ繰り下げ、同表16の項2の次に次のように加える。

(3) 物品							・金額は、取得物品の時価評価額による。
ア 1件3,000万円以上のもの	出納局長	○					・出納局長への合議および出納局長を経由すること。
イ 1件3,000万円未満のもの	出納局長	○					・出納局長への合議および出納局長を経由すること。
ウ 1件2,000万円未満のもの	出納局長		○				・出納局長への合議および出納局長を経由すること。
エ 1件1,000万円未満のもの	用度課長				○		

別表第一(1)中16の項を17の項とし、同表15の項中「交付及び修繕に関する」を「管理、交付及び修繕に関する」と改め、同項中1を4とし、同4の前に次のように加える。

1	物品の貸付け（財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例（昭和39年岡山県条例第3号）第8条の規定による無償貸付け及び減額貸付けを含む。）						・金額は，貸付物品の取得額又は時価評価額による。
(1)	1件5,000万円以上のもの（軽易又は定例的なものを除く。）	出納局長	○				・出納局長への合議および用度課長を経由すること。
(2)	1件5,000万円未満のもの（軽易又は定例的なものを除く。）	出納局長	○				・出納局長への合議および用度課長を経由すること。
(3)	1件4,000万円未満のもの及び1件4,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの	出納局長	○				・出納局長への合議および用度課長を経由すること。
(4)	1件2,000万円未満のもの	用度課長			○		
(5)	1件100万円未満のもの	用度課管理班長				○	
2	物品の借受け及び寄託に係る動産の受入れ						

(1) 時価が1件5,000万円以上のもの又は賃借料の総額が1件1,000万円以上のもの(軽易又は定例的なものを除く。)	出納局長	☐					・出納局長への合議および 用度課長を経由すること。
(2) 時価が1件5,000万円未満のもの又は賃借料の総額が1件1,000万円未満のもの(軽易又は定例的なものを除く。)	出納局長	☐					・出納局長への合議および 用度課長を経由すること。
(3) 時価が1件4,000万円未満のもの又は賃借料の総額が1件800万円未満のもの及び時価が1件4,000万円以上のもの又は賃借料の総額が1件800万円以上のもので軽易又は定例的なもの	出納局長		☐				・出納局長への合議および 用度課長を経由すること。
(4) 時価が1件2,000万円未満のもの又は賃借料の総額が1件500万円未満のもの	用度課長				☐		
(5) 時価が1件100万円未満のもの又は賃借料の総額が1件20万円未満のもの	用度課管理班長					☐	
3 物品の交換、譲与及び減額譲渡							・金額は、物品の取得額又は時価評価額による。
(i) 1件5,000万円以上のもの	出納局長	☐					・出納局長への合議および 用度課長を経由すること。

							こと。
(2) 1件5,000万円未満のもの	出納局長	○					・出納局長への合議お、 用度課長を経由する こと。
(3) 1件4,000万円未満のもの	出納局長		○				・出納局長への合議お、 用度課長を経由する こと。
(4) 1件2,000万円未満のもの	用度課長			○			
(5) 1件100万円未満のもの	用度課管 理班長					○	

別表第一(1)中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、同表12の項中3を2とし、1の次に次のように加える。

2 業務計画書の承認及び履行期間の延長						○	
---------------------	--	--	--	--	--	---	--

別表第一(1)中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表9の項1(8)及び2中「学事班長」を「総務班長」に改め、同項5(14)及び(15)中「社会福祉法人」を「社」に改め、同項に次のように加える。

13 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく大学等の確認に関すること。							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第三人事課の部1の項2中「一般職」の次に「(短時間勤務会計年度任用職員を除く。)」を加え、同(4)中「臨時的任用職員」や「(会計年度任用職員)」とあるを「同(3)の項2中「臨時的任用職員」や「短時間勤務会計年度任用職員及び会計年度任用職員」とある」に置き、同(5)中「育児休業及び」や「職員(短時間勤務会計年度任用職員を除く。)」に係る育児休業及び」に「(平成3年法律第110号)」を加え、同(6)の項1中「(岡山県職員服務規程(昭和36年岡山県訓令第5号。以下この部において「」とある。))」や同(7)中「介護休暇」や「職員(短時間勤務会計年度任用職員を除く。)」に係る介護休暇」に「(岡山県職員服務規程(昭和36年岡山県訓令第5号。以下この項において「短時間勤務会計年度任用職員」という。))」を加え、同(8)中「給料の決定に関する」や「給料及び短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の決定に関する」に「(岡山県職員服務規程(昭和36年岡山県訓令第5号。以下この項において「短時間勤務会計年度任用職員」という。))及び岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第44号。以下この項において「短時間勤務会計年度任用職員給与条例」という。))及び岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第45号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。))」を加え、同(9)中「給料」や「給料及び短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬」に「第4条」や「第4条、短時間勤務会計年度任用職員給与条例第3条、会計年度任用職員給与条例第3条」を加え、同(10)中「初任給調整手当」の次に「(初任給調整手当に相当する報酬を含む。))」や「第8条の3」の次に「、短時間勤務会計年度任用職員給与条例第5条、会計年度任用職員給与条例第7条」を加え、同(11)中「第15条」の次に「、会計年度任用職員給与条例第13条」を加え、同(12)中「第19条の4」の次に「、短時間勤務会計年度任用職員給与条例第9条、会計年度任用職員給与条例第17条」を加え、同(13)に次のように加える。

ウ 短時間勤務会計年度任用職員及び会計年度任用職員に係るもの					○								
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三人事課の部7の項3(2)ウ中「臨時的任用職員」や「(会計年度任用職員)」とある。

別表第三環境企画課の部15の項4を次のように定める。

4 特定解体工事元請業者に関する事務													
(1) 指導及び助言 (第48条)									○		県民局長		
(2) 報告の徴収及び立入検査等 (第91条、第92条)									○		県民局長		

別表第三環境企画課の部15の項中7を削り、6を7とし、5の次に次のように加える。

別表第三環境管理課の部16の項4(9)中「~~及び~~」を「~~又は~~」に改める。

別表第三循環型社会推進課の部1の項(11)中「欠格要件に該当するに至った」を削り、「届出」を「等の欠格要件に係る届出」に改め、「第9条第6項」の次に「、第7項」を加える。

(36)及び(48)中「欠格要件に係る」を削り、「の届出」を「等の欠格要件に係る届出」に改め、同部2の項1中(9)を(13)とし、(8)を(9)とし、同(9)の次に次のように加える。

同項(32)

[illegible]

別表第三循環型社会推進課の部2の項1中(7)を(8)とし、同1(6)中「第二条の2」を「第二十条の3」に改め、同(6)を同1(7)とし、同1(5)の次に次のように加える。

[illegible]

(6) 使用の休止又は再開の届出の受理(第11条の2)					☐	県民局長
-----------------------------	--	--	--	--	-----------------------	------

[illegible]

別表第三保健福祉課の部28の項2(6)中「齋」を「齋」に改め、同項6中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三保健福祉課の部28の項に次のように加える。

[illegible]

別表第三指導監査室の部1の項1(1)及び(2)中「収める」の次に「寄附財産に収める」を加え、同部4の項に次のように加える。

[illegible]

別表第三指導監査室の部13の項を削る。

別表第三医療推進課の部1の項2(4)を次のように改める。

類等の検査その他事業経営状況の調査（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営業者以外のものに係る一般監査に係るもの（知事が必要と認めた事項を除く。）に限る。）（第70条）										
									○ 県民局長	
(2) 社会福祉事業営業者に対する施設の改善命令（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営業者以外のものに係る一般監査に係るもの（知事が必要と認めた事項を除く。）に限る。）（第71条）										

(4) 医療法第5条の2第1項の認定を受けていない者に医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の2第1項に規定する病院を管理させることの承認（第10条第3項ただし書、医療法施行規則第7条の2第2項第2号）										
						○				

別表第三医療推進課の部1の項2(5)中「（昭和23年厚生省令第50号）」を削る。

別表第三医療推進課の部に次のように加える。

11 医師法（昭和23年法律第201号）の施行に関すること。	1 臨床研修に関すること。									
	(1) 臨床研修病院の指定及び指定の取消し（第16条の2第1項、第4項）				○					

14 喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する標識の除去又は喫煙専用室の供用の停止の勧告及び命令並びに勧告に従わなかった旨の公表（第34条）									
15 喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する標識の除去又は喫煙目的室の供用の停止の勧告及び命令並びに勧告に従わなかった旨の公表（第36条）						○			

10 敷地内全面禁煙実施施設の認定 (第26条)							○ 保健所長	
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--------	--

[illegible]

[illegible]

別表第三医薬安全課の部5の項中「~~覚せい剤取締法~~」を「~~覚醒剤取締法~~」に改め、同項2中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に改め、同項に次のように加える。

[illegible]

別表第三医薬安全課の部中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から14の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三子ども家庭課の部1の項中(7)を(9)とし、(2)から(6)までを二ずつ繰り下げ、(1)を(3)とし、同(3)の前に次のように加える。

(1) 児童福祉施設に対する最低基準実施の監督及び実地検査のうち一般監査に係るもの(被措置児童等虐待に係るものに限る。) (第46条第1項、児童福祉法施行令第38条)					☐			
(2) 児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令のうち一般監査に係るもの(被措置児童等虐待に係るものに限る。)(第46条第3項)					☐			

別表第三子ども家庭課の部2の項3中「第1条第3項、第4項」を「第1条第4項、第5項」に改める。

別表第三産業企画課の部2の項を削る。

別表第三事業者復興支援室の部を削る。

別表第三企業誘致・投資促進課の部に次のように加える。

[illegible]

[illegible]

	(1) 事業環境の整備に係る措置の提案に対する通知及び措置内容の公表（第15条第2項、第3項）	関係課長													
	(2) 事業環境の整備に係る措置に関する法令の規定の解釈の確認の要求（第16条第1項）	関係課長													
	5 承認地域経済牽引商品等に係る商標権の譲受けの承認（第22条第4項）	関係課長													
	6 連携支援計画の承認及び変更の承認の申請（第27条第1項、第28条第1項）	関係課長													
	7 承認地域経済牽引事業者又は承認地域経済牽引支援機関に対する指導及び助言（第35条）	関係課長													

別表第三経営支援課の部に次のように加える。

24 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）の施行に関する事務	1 事業継続力強化支援計画の認定、変更の認定及び認定の取消し（第5条第1項、第6条第1項、第2項）														
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三経営支援課の部の次に次のように加える。

事業者復興支援室	1 岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に関する事務	1 復興事業計画の認定及び変更の認定																		
----------	---------------------------------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三農政企画課の部3の項中「岡山ハインリッヒメダ生産団地構想推進事業」や「ハインリッヒ産地育成推進事業」に定める。
別表第三農産課の部2の項に次のように加える。

3 農業経営改善計画の認定、変更の認定及び認定の取消し（第13条の2）																				
(1) 計画の対象となる区域が2以上の県民局の所管区域にわたるもの																				
(2) (1)以外のもの																				

別表第三農産課の部23の項中「岡山県産地パワーアップ事業」や「岡山県産地生産基盤パワーアップ事業」に定める。
別表第三畜産課の部17の項1(9)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 飼養衛生管理基準を遵守する旨の指導及び助言（第12条の																				
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○ 家畜保健

၆

衛生所長

別表第三畜産課の部33の項1中「強い農業づくり交付金事業」を「強い農業・担い手づくり総合支援交付金関係事業」に改める。

別表第三耕種課の部1の項、③中「の審査」を「及び緊急前農工事計画の審査」と、「第87条の3」を「第87条の4」と改め、同③(4)中「の決定」を「及び緊急前農工事計画の決定」と、「第87条の3」を「第87条の4」と改め、同③(9)中「第87条の2」の次に「、第87条の3」を加へ、同③(8)中「県営土地改良事業」を「申請によらない県営土地改良事業の施行に伴う国有地等の地区編入承認申請及び県営土地改良事業」と、「第88条」を「第87条の2、第87条の3、第88条」と改め、別表第三農村振興課の部16の項、1中「第17条の36第4項」を「第17条の57第4項」と改め、同部17の項中「農業委員会補助金事業」の次に「、水田の畑地化推進事業」を「農地再生改善事業」の次に「、棚田・丘陵域振興緊急対策交付金事業」を加へ、同項を同部18の項とし、同部16の項の次に次の一項を加える。

17 柵田地域振興法（令和元年法律第42号）の施行に関する事務	1 県柵田地域振興計画の策定，変更及び公表（第6条第1項，第7項，第8項）				○						
	2 県柵田地域振興計画の策定又は変更に係る提案に対する通知（第6条第6項，第8項）					○					
	3 指定柵田地域の指定の申請（第7条第1項）				○						
	4 指定柵田地域の指定に係る提案に対する通知（第7条第4項）					○					
	5 指定柵田地域の指定の解除の申請（第7条第6項）				○						

別表第三林政課の部10の項を次のように改める。

10 おかやまの木で家づくり 支援事業実施要領（平成31	1 事業計画の承認（第6）					○		
---------------------------------	---------------	--	--	--	--	---	--	--

別表第三治山課の部中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、同項の次に次の一項を加える

[illegible]

建設道路課					○			
財政課								

「

総務学事
課長への
合議は、
輕易なも
のを除く。

」

に如ぬる

別表第三建築指導課の部17の項中

○				
○				
○				
○				

を

○	県民局長
○	県民局長
○	県民局長
○	県民局長

に改める。

別表第三内部事務課の部1の項中「認定等」や「支給額及び退任旅費の決定等」に改め、同項中7及び8を削り、同部2の項を次のように改める。

2 予算経理事務（集中管理の対象であるものに限る。）	1 財務規則に基づく収入決定者及び支出命令者の行うべき収入決定、支出負担行為及び支出命令その他の行為								
	(1) 職員の給与に関するもの				○				
	(2) (1)以外のもの								
	ア 1件10万円を超えるもの				○				
	イ 1件10万円以下のもの				○				
	2 歳入歳出外現金の払出命令（給与その他給付から源泉徴収する					○			

	ものに限る。）											
--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三用度課の部1の頁2中「物品の」を「県事務所長に対する物品の」と改め、「及び県事務所長に対する当該行為」と改め、同頁4中「物品の」を「県事務所長に対する物品の」と改め、同項5中「物品の」を「県事務所長に対する物品の」と改め、「並びに寄託に係る動産の受入れ」を、「第252条」を、「同項6中「物品の」を「県事務所長に対する物品の」と改め、「並びに県事務所長に対する当該行為」と改め。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十九号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則（平成二十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「、同法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」に、「第二十二條第二項に規定する臨時的任用の」を「第二十二條の三第一項の規定により臨時的任用をされた」に改める。

別表第一第五級地の項中「、岡山県農林水産総合センター水産研究所内水面研究室」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十号

覚せい剤取締法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

覚せい剤取締法施行細則等の一部を改正する規則

(覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

第一条 覚せい剤取締法施行細則(昭和四十八年岡山県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

覚醒剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に改める。

第二条及び第三条中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改める。

第五条第五号中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)事故届出書」に改め、同条第六号中「覚せい剤(覚せい剤原料)所有報告書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)所有報告書」に改め、同条第七号中「覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)廃棄願出書」に改め、同条第八号中「覚せい剤(覚せい剤原料)廃棄願出書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)廃棄願出書」に改め、同条第九号中「覚せい剤年間報告書」を「覚醒剤年間報告書」に改め、同条第十号中「覚せい剤原料保管場所廃止届出書」を「覚醒剤原料保管場所廃止届出書」に改める。

様式第一号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤又は覚せい剤原料」を「覚醒剤又は覚醒剤原料の」に改める。

様式第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第三号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第五号中「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)

事故届出書」に、^{第23条}「覚せい剤取締法^{第30条の14}」の

「第23条
覚醒剤取締法第30条の14第1項の」

事故覚せい剤
(覚せい剤原料)

や

事故覚醒剤
(覚醒剤原料)

に相当する。

第42条に於て「覚せい剤(覚せい剤原料)所有報告書」や「覚醒剤(覚醒剤原料)所有報告書」及び「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」及び

所有覚せい剤
(覚せい剤原料)

や

所有覚醒剤
(覚醒剤原料)

に相当する。

第42条に於て「覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」や「覚醒剤(覚醒剤原料)譲渡報告書」及び「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」及び

譲渡覚せい剤
(覚せい剤原料)

や

譲渡覚醒剤
(覚醒剤原料)

に相当する。

第42条に於て「覚せい剤(覚せい剤原料)廃棄願出書」や「覚醒剤(覚醒剤原料)廃棄願出書」及び「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」に相当する。

第42条に於て「覚せい剤年間報告書」や「覚醒剤年間報告書」及び「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」に相当する。

第42条に於て「覚せい剤原料取扱者」や「覚醒剤原料取扱者」に相当する。

第42条に於て「覚せい剤原料保管場所廃止届出書」や「覚醒剤原料保管場所廃止届出書」及び「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」及び「覚せい剤原料保管場所」や

「覚醒剤原料保管場所」及び

廃止した覚せい剤
原料保管場所

や

廃止した覚醒剤
原料保管場所

に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則

第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第三十五号中「~~覚せい剤~~」を「~~覚醒剤~~」に改める。

（衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正）

第三条 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「~~覚せい剤取締法~~」を「~~覚醒剤取締法~~」に改め、同号イ中「~~覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者~~」に改め、同号ロ中「~~覚せい剤製造業者~~」を「~~覚醒剤製造業者~~」に改め、同号ハ中「~~覚せい剤施用機関~~」を「~~覚醒剤施用機関~~」に改め、同号ニ中「~~覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤研究者~~」に改め、同号ホからチまでの規定中「~~覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者~~」に改め、同号リ中「~~覚せい剤製造業者~~」を「~~覚醒剤製造業者~~」に改め、同号ル中「~~覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤研究者~~」に改め、同号ヲ中「~~覚せい剤研究者の覚せい剤~~」を「~~覚醒剤研究者の覚醒剤~~」に改め、同号ワ中「~~覚せい剤~~」を「~~覚醒剤~~」に改め、同号カ中「~~覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤研究者~~」に改め、同号ヨ中「~~覚せい剤製造業者の覚せい剤保管営業所~~」を「~~覚醒剤製造業者の覚醒剤保管営業所~~」に改め、同号タからツまでの規定中「~~覚せい剤~~」を「~~覚醒剤~~」に改め、同号ネ中「~~覚せい剤製造業者~~」を「~~覚醒剤製造業者~~」に改め、同号ナ中「~~覚せい剤施用機関~~」を「~~覚醒剤施用機関~~」に、「~~覚せい剤研究者~~」を「~~覚醒剤研究者~~」に改め、同号ラ中「~~覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者~~」を「~~覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者~~」に、「~~覚せい剤原料輸入業者等~~」

を「覚醒剤原料輸入業者等」に改め、同号ムからオまでの規定中「覚せい剤原料輸入業者等」を「覚醒剤原料輸入業者等」に改め、同号ク中「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改め、同号ヤ中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同号マ中「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同号ケ中「覚せい剤原料輸入業者の覚せい剤原料」を「覚醒剤原料輸入業者の覚醒剤原料」に改め、同号フ中「覚せい剤原料輸出業者の覚せい剤原料」を「覚醒剤原料輸出業者の覚醒剤原料」に改め、同号コ中「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者及び覚せい剤製造業者の覚せい剤原料」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者及び覚醒剤原料製造業者及び覚醒剤製造業者の覚醒剤原料」に改め、同号エ中「覚せい剤原料取扱者の覚せい剤原料」を「覚醒剤原料取扱者の覚醒剤原料」に改め、同号テ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号メ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同メを同号シとし、同号ユを同号ミとし、同号キ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同キを同号メとし、同号サ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同サを同号ユとし、同号ア中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同アの次に次のように加える。

サ 法第三十条の十四第二項の規定による交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出

キ 法第三十条の十四第三項の規定による交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤

原料の譲受の届出

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の覚せい剤取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。